

第22回 京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成27年7月2日(火)
午前10時～午前11時50分
場 所 職員会館かもがわ大会議室

○板倉共生社会推進担当部長

ただ今から、第２２回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます共生社会推進担当部長の板倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のこの会議ですけれども、公開の形をとらせていただいております。現在はまだ傍聴の方、記者の方、来られていませんけれども、この後、来られることもあるかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、寺井文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

○寺井文化市民局長

皆さん、おはようございます。先ほど紹介いただきました京都市文化市民局長の寺井でございます。

委員の先生方におかれましては、本日はたいへんお忙しい中、京都市人権文化推進懇話会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本市の人権行政の推進に当たりましては、常日頃から多大な御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、昨年度は、新たな京都市人権文化推進計画の策定に当たりまして、委員の皆様には、懇話会や部会におきまして、熱心な御論議をいただきました。重ねて御礼を申し上げます。

さて、本市における人権文化の息づくまちづくりでございますけれども、委員の皆さまの御協力を得まして、着実に進んできているものと感じております。

昨年度は、いじめ防止条例の施行や、住民票の写しなどの不正取得の防止を図る事前登録型本人通知制度を設けるなど、課題に応じた取組を進めてまいりました。

しかしながらその一方で、昨今の社会情勢を見ますと、残念ながら、高齢者や子どもへの虐待の問題、街頭でのヘイトスピーチ、インターネット上の悪質な書き込みなど、いまだに人権が不当に侵害される事案も発生しております。市民の中に、人権が尊重されているという実感が十分とは言えない現状があることから、人権尊重に向けて自主的に行動する意識を根付かせていくために、「人権文化の息づくまち・京都」に向けて、市民の皆様との協働のもとに、オール京都で取り組んでいくことが改めて重要であると痛感しております。

本日の懇話会におきましては、お手元の次第にもございますように、人権文化推進計画に基づく平成２６年度の実績と、来年４月から施行されます障害者差別解消法の施行に向けた取組について、それぞれ御説明させていただく予定としております。

委員の皆様から忌憚のない御意見をお伺いし、今後の人権行政の推進に役立ててまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、懇話会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○板倉共生社会推進担当部長

それでは、この後の議事進行につきましては、安藤座長にお願い申し上げます。
安藤先生、よろしくお願いいたします。

○安藤座長

皆さん、おはようございます。

単にお忙しいだけじゃなくて、暑い中を、これからもっと暑くなると思うんですけども、わざわざ御苦労さまです。

私、お詫びしないといけないんです。前回の懇話会は、京都府・京都市と一日違いで開催されたので、両方とも座長をやっている関係で、もう完全に自分の頭の中で府・市が入れ替わっていて。府は、御承知の方もいるかと思いますが、ルビノ堀川であるのですが、行きまして、看板がかかってないのでフロントで聞いたら、「先生、それ、明日ですよ」と。それですぐ、市には電話を入れたんですが、もう既に石元先生に御迷惑をおかけして、非常に円滑に進んでいるということで御遠慮申し上げました。そういうことで、まず前回のすっぱかしの御詫びをしたいと思います。

今日はお手元にあります次第に沿いまして、まず大きい問題が二つ、一つは、平成26年度の計画の実施状況を市から伺いまして、必要な質疑、コメントをいただく。もう一つは障害者差別解消法の施行に向けた京都市の取組について御説明を伺い、質問させていただくという段取りでございます。

それでは、まず市から説明をお願いします。

○板倉共生社会推進担当部長

そうしましたら、議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

議題に係る資料としましては、資料1の「京都市人権文化推進計画 平成26年度取組実績」、分厚い冊子でございます。

報告にかかる資料としましては資料2「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法の概要について」、1枚ものの資料でございます。それと資料3「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（概要版）」、ホッチキス留めの資料でございます。

資料については以上でございます。

○東課長（人権文化推進課）

それでは、引き続き議題の説明に移らせていただきます。

京都市人権文化推進計画平成26年度取組実績についてでございます。

資料1に基づき御説明させていただきます。分厚い冊子でございます。

この資料は人権文化推進計画に基づきまして、昨年度、平成26年度に取り組みました事業の実績について取りまとめたものです。

1枚おめくりください。目次がございます。

この取組実績は二つで構成しております。一つ目が重要課題別の取組、二つ目が各局区別の取組に分けてまとめております。

重要課題別の取組は、計画に掲げております人権上の重要な課題として位置づけた女性や子ども、高齢者等、九つの項目に関しまして実施しました主な取組を記載しています。

後半部分の各局区別の取組は、各局区別に、一つ一つの事業を一覧にして記載しています。

資料をもう1枚めくっていただき、右側のページの上の部分を御覧下さい。

平成26年度に実施をいたしました取組事業数は479件となっています。

以降ここでは、重要課題別の取組に基づきまして、主なものを御説明させていただきます。

2枚おめくりいただきまして、1-1ページ、全般となっている部分を御覧ください。

ここでは各重要課題に共通する事項として、全般的な取組を挙げております。

まず教育関係ですが、学校における人権教育をすすめるにあたっての基本指針の理念実現に向けまして、各校の実態に即した計画を作成し、人権教育の一層の充実を図ってまいりました。

次に啓発の主な取組としましては、人権情報誌につきまして、これまで市民向けの『あい・ゆーKYOTO』と、企業向けの『ベーシック』の二つがありましたが、昨年は5月に合併号を発行するとともに、12月には、この二つの情報誌を統合した新たな人権総合情報誌『きょう☆COLOR』を創刊しました。お手元にはその創刊号と今年5月に発行した最新号をお配りさせていただいておりますので、参考に御覧ください。

また、1-1ページ、下から二つ目の丸印ですが、市民や企業の自主的な取組を支援するため人権啓発サポート制度として、研修や学習会を行う際に、講師の派遣や啓発ビデオの貸出しなどを行うとともに、新たに企業などの研修に気軽に活用していただける人権クイズを作成しました。

次に、1-2ページをお開きください。

二つ目の丸印でございます。新規事業としまして、市民に人権について考えていただく機会を提供するため、ゼスト御池地下街での啓発パネル展を例年12月に実施していましたが、新たに5月と8月を加え開催するとともに、12月にはマルチビジョンでの啓発映像の放映や音楽ライブを開催するなど、より多くの市民に立ち寄っていただけるよう取り組みました。

その二つ下、中ほどからの保障の取組につきましては、女性、子どもなど課題ごとに後ほど御説明しますが、ここでは全般に関わることを掲げています。

まず新規事業でございますが、第三者による住民票の写し等の不正取得による個人の権

利や利益の侵害の防止を図るため、昨年6月から事前登録型本人通知制度の運用を開始しました。この3月時点で704人の方が登録されています。

次に1－3ページを御覧ください。

二つ目、三つ目の丸印でございますが、交通局では、高齢者や障害のある人などすべての人が利用しやすい地下鉄・市バスを目指して駅施設の整備や、ノンステップバスの導入、また保健福祉局においては、ユニバーサルデザインの推進につきましても積極的に進めてまいりました。

一番下ですが、相談・救済につきましては、次のページにかけてですが、人権に関わる相談窓口の関係機関による京都市人権相談・救済ネットワークにおきまして、連携や情報交換を進めるとともに、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた京都市人権相談マップを昨年9月に発行しました。このマップもお手元に配らせていただいております。

また、同じく1－4ページの一つ目の丸印ですが、人権相談・救済の柱である人権擁護委員につきまして、人権相談の市民への周知や、特設相談を定期的の実施いたしました。

その下の計画の推進につきましては、新規事業としていますが、新たな人権文化推進計画について、この懇話会において御意見をいただきながら、本年2月に策定したところでございます。

次に1－5ページを御覧ください。女性に関する項目です。

DV、ドメスティック・バイオレンス対策の強化や、真のワーク・ライフ・バランスの推進に重点を置いて取り組んでおります。

DV対策の強化としまして、本市におけるDV被害者の支援策を取りまとめたDV対策基本計画に基づき、総合的、計画的に取組を進めました。

京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センターにおきましては、関係機関と連携しながら、相談から自立支援まで、継続的な被害者支援に取り組んでおります。

その他、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置や、関係機関、NPO団体等との連携強化、緊急一時保護施設を運営する団体に対する補助等の施策を引き続き行いました。

真のワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、推進計画に基づき市民や企業への啓発に努めました。

具体的には、2段落目ですが、中小企業に対し、推進する企業を支援する補助制度により、10社に補助金を交付し、環境整備の促進を支援するとともに、優れた取組を行っている企業3社を表彰しました。

次のページ、1－6ページをおめくりください。

さらに平成26年度には、真のワーク・ライフ・バランスコーディネート事業として、相談コーナーや各種情報を掲示するWEB、ホームページを本格稼働させております。

次に子どもに関する事業です。1－7ページを御覧ください。

子どもにつきましては、児童虐待や学校におけるいじめなどが大きな課題となっております。

主な取組としましては、一つ目の丸印ですが、全市及び区役所・支所の各レベルで関係機関の連携を図り、虐待等により保護や支援を必要とする児童への対応を行うとともに、各区役所・支所の子ども支援センターにおける子育てに関する総合相談や、地域子育てステーションに指定した175箇所の保育園・児童館において、子育て相談や講座等を開催しました。

次に一番下の丸印ですが、各学校における児童虐待の取組ですが、子ども支援専門官の配置や児童相談所と密接な連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を推進しました。

次の1－8ページをお開きください。

三つ目の丸印ですが、新規事業としまして、いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、平成26年10月に京都市いじめ防止等に関する条例を施行しました。条例に基づき、子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議を開催するとともに、平成27年1月には京都市いじめの防止等取組指針を策定し、各学校においても基本方針を策定し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図っております。

その下の丸印ですが、学校・幼稚園におきまして、LD等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行うため、総合育成支援員の配置や、ボランティアの活用促進を進め、ニーズに応じた適切な指導や支援体制の充実に努めました。

次に1－10ページをお開きください。高齢者に関する事業についてです。

高齢者の自立した生きがいのある健やかな暮らし、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、自己実現をできる社会の実現ため、高齢者虐待防止や権利擁護制度の普及・啓発などを図りました。

主な取組としましては、三つ目の丸印ですが、高齢者への虐待防止に関しまして、早期発見・見守りネットワークや保健医療福祉等介入ネットワーク等による取組を進めるとともに、虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や緊急ショートステイの活用など、高齢者の安全を確保する取組を進めました。

次に、1－11ページを御覧ください。

三つ目の丸印ですが、認知症高齢者の急速な増加に対応し、支援を行うため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組として、「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」を実施し、認知症の基礎知識や家族へのアドバイスを掲載した『認知症ガイドブック』の作成・配布や、啓発イベント「認知症フォーラム」の開催、医療と介護の連携を目的としたモデル事業などに取り組みました。

1－12ページを御覧ください。

一番下の丸印です。新規事業でございますが、高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、不動産団体、福祉団体、京都市及び住宅供給公社を構成員として設立した京都市居住支援協議会において、高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」や、すまい探しに協力いただける賃貸住宅協力店の登録及びその情報提供や、相談会等を

実施しました。

次に 1-13 ページを御覧ください。障害のある人に関する事業についてでございます。

障害のある人の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を進めてまいりました。

主な取組としましては、二つ目の丸印ですが、障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進するため、京都市障害者就労支援推進会議を継続して運営するとともに、京都市役所におきましても、障害のある方を対象とした職場実習やチャレンジ雇用の取組を進め、一般就労につなげるための体制づくりを図りました。

その下の丸印ですが、相談体制につきましては、福祉事務所や保健センターなどでのきめ細やかな相談、また、市内 15 箇所の障害者地域生活支援センターにおいては、身体・知的・精神の 3 障害対応化を図るとともに、うち 5 箇所を基幹相談支援センターとして引き続き機能強化を図りました。

次の 1-14 ページをお開きください。

一番下の丸印ですが、平成 24 年の障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待に関する相談窓口の設置、虐待防止や早期発見のための協力体制づくり、相談があった場合に迅速かつ適切に対応できる支援体制の構築を図ったところですが、平成 26 年度は、より適切、効果的な支援に繋げるための事例検討や啓発などの取組を引き続き進めました。

1-15 ページを御覧ください。次に同和問題に関する事業についてです。

同和問題につきましては、平成 21 年に同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会からいただいた報告に基づき、すべての課題について改革、見直しを進めております。

平成 26 年度につきましても、一つ目の自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務の着実な推進、四つ目の丸印ですが、地区施設のうち、市立浴場につきましては、改良住宅への浴室設置状況等を踏まえた一部浴場の廃止や、入浴料金について、料金改定による民間浴場との同一料金化、一番下の丸印ですが同和問題についての人権教育、啓発の取組などを進めてまいりました。

次に 1-17 ページをお開きください。外国人・外国籍市民に関する事業についてです。

京都市多文化施策審議会の提言を尊重しながら、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流への支援、多言語による情報提供や相談事業の充実などに取り組んでまいりました。

主な取組としては、二つ目の丸印ですが、京都市国際文化市民交流促進サポート事業を実施し、講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供しました。

また、その下の丸印ですが、外国籍市民等が安心して医療サービスを受けられるよう、医療機関に通訳者を派遣する医療通訳派遣事業や、その下の丸印、行政サービスの利用や手続きについて、外国籍市民が問い合わせをしたい場合に、電話で通訳・相談を行う行政

サービス利用等通訳・相談事業などの取組を引き続き行いました。

次に 1－19 ページをお開きください。感染症患者等に関する事業についてです。

感染症患者等への差別・偏見を解消するため、市民に対して、あらゆる機会を通じ、エイズに関する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発に取り組んでまいりました。

主な取組としましては、一つ目の丸印ですが、引き続き、保健センター等で夜間や土曜を含め、H I V 検査を継続して実施したほか、三つ目の丸印ですが、世界エイズデーである 12 月 1 日を中心に、街頭啓発キャンペーンやポスター掲示等の取組を行いました。

1－20 ページをお開きください。ホームレスに関する事業についてです。

平成 26 年度につきましても京都市ホームレス自立支援等実施計画に基づき取組を進めました。

主な取組としましては、二つ目の丸印ですが、ホームレス支援を専門とする職員を福祉事務所に配置し、関係機関とも連携しながら、相談に訪れたホームレスに対する支援を行うホームレス自立生活推進事業や、その次の丸印ですが、離職期間の長期化等により、直ちに正規雇用につくことが困難な方にホームレス能力活用推進事業として、訓練的な職種を提供し、就労による自立の支援を図ることなどを行いました。

1－21 ページを御覧ください。その他の課題についてです。

一つ目の丸印の、L G B T 等の性的少数者の課題を取り上げた啓発パネル展や、二つ目の丸印、犯罪被害者支援としまして、京都市犯罪被害者支援センター内に設置した総合相談窓口における支援や啓発事業などを行いました。

また、その次以降ですが、企業向けの人権啓発講座におきまして、テーマとして、刑を終えて出所された方の人権や、インターネットによる人権侵害、職場でのハラスメント対策などを取り上げ、企業への啓発を行ってまいりました。

重要課題別の取組の主な項目につきましては、以上でございます。

この平成 26 年度の事業実績につきましては、今後、人権文化推進課のホームページで公開し、広く市民の皆様にも広報してまいりたいと考えております。

議題についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤座長

ありがとうございました。関係各課からもたくさんおいでいただいていますので、それも含めて、ただ今の御説明に対する御質問、コメントがありましたら、どなたからでも御遠慮なくお願いしたいと思います。

ワーク・ライフ・バランスというのは女性のところで出てくるけれども、これはむしろ企業に勤めている男性が、どれだけその仕事場と家庭に対する時間、それからエネルギーを振り分けるかという、男性にとっても重要なことなので、むしろ全般的なところで考えるべき問題じゃないかなと。1－5 の女性のところで出てきますけれども、女性はもう日常生活の中で適当にバランスは取らざるを得ないので、むしろ意識的にやることとしては

男性のほうが大事ではないか。

中央省庁では、昨日から勤務時間を早めて、1時間でも早く家に帰って、それを家族のためだけに使うとは限らないと思いますけども、そういう取組が始まっているので、女性だけの問題じゃないということを示す必要があるんじゃないか。

それと京都市の場合、ホームレスはどれくらいおられるのか。もし統計がありましたら御説明いただけたらと思います。

○東課長（人権文化推進課）

ワーク・ライフ・バランスの件についてですが、京都市の男女共同参画計画の中に上がっているということで、人権文化推進計画の前計画では女性の項目にあげていましたが、2月に策定しました新しい計画におきましては、この懇話会の御議論を踏まえまして、新しく「安心して働き続けられる職場づくり」という重要課題を一つ掲げまして、その中にワーク・ライフ・バランスの件について入れております。

前計画に基づく昨年度の取組実績ということで、今回は女性に아가っておりますけども、今後は新しい計画に基づいて、職場づくりという中に入れていくことにしております。

○岡本係長（地域福祉課）

地域福祉課の岡本です。よろしくお願いいたします。

ホームレスの方の数ですが、毎年1月にホームレスの方がおられると思われる場所で目視で数えている調査がございまして、その最新の数字は平成27年1月の調査になりますが、89名ということでカウントしております。

ホームレスの方、実際に路上でおられる方の数ということで、例えば、橋の下ですとか、駅の近所というところを重点的に目視でカウントしておりますので、いわゆるホームレス状態にある方、例えば、ネットカフェにおられる方ですとか、きちっとした家を持たれていない方の数までは数字として把握していないというのが現状です。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかの委員も御遠慮なく。

○直野委員

障害者虐待防止法の関係ですけれど、10月で3年になると思うんですが、こちらにも書かれているんですけど、最近テレビとか新聞なんかで、施設の従事者の利用者に対する虐待というのが問題になっていて、あちこちでも起こっているようなんですが、京都市の状況とか、具体的な対応はどういうようになっているんでしょうか。

○徳永課長（障害保健福祉推進室）

障害保健福祉推進室の徳永でございます。障害者の虐待の状況でございますが、新聞報道等でも御覧いただいておりますように、最近のこととして、障害者施設で虐待があったという報道もされているところでございます。

件数につきましては、若干増えている状況はございますが、やはり法が施行された当時は、やはりそれまでにたまっていたといいますか、そういった通報が多くございましたが、今は比較的落ち着いているという状況でございます。

虐待の通報の相談窓口としまして、擁護者からの虐待については福祉事務所・保健センターが窓口になっておりまして、施設職員ですとか、企業での使用者からの虐待については市役所の障害保健福祉推進室が窓口になっております。

通報がございましたら、迅速に状況の確認等をさせていただくとともに、必要なところ、京都府や労働局への通報や必要に応じて弁護士の先生等も入っていただいて、ケースカンファレンスをして、迅速な対応をしているというところでございます。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかの委員の方もどうぞ御遠慮なく。コメントでも、質問でも結構です。

○石元副座長

1－5の女性のDV対策の強化についてです。

ここに書かれているのは被害者の救済支援ということで、女性に対する働きかけが中心なんです。男性が加害者というケースが当然多いので、DVの予防として、例えば男性に対する啓発だとか、それからDVが起こってしまったあとでは、加害者研修ですね。加害者研修、加害者更生の取り組みというのは非常に難しいと思うのですが、加害者研修に取り組んでいるNPOなども出てきています。DV予防としての男性に対する啓発と、DV事象が発生した後の加害者研修、そういったことについて市としての取り組みはあるのですか。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

ありがとうございます。男女共同参画推進課の寺井と申します。

加害者対策といいますと、なかなか難しい問題をはらむんですけれども、京都市としては平成25年度から男性のDVの電話相談というのを開設しております。先生も御存知かと思いますが、これは被害者の方も、男性の被害者の方も、加害者の方も両方とも電話で相談いただくんですけれども、昨年度の実績で申し上げますと、加害者から15件、男性の被害者の方からは6件、加害も被害も受けているという方から1件、その他6件ということで、計28件の男性からの相談を受けております。

相談に対しては傾聴するというのが中心で、場合によったらさっき先生がおっしゃったようにNPOを紹介するというケースもあるんですけども、ほとんどが傾聴で終わっております。

DVの予防といいますと、男性に対するというよりは、まずそれも大きな柱なんですけれども、一つは子ども、学生。中高生、学生の間から、DVというのはいかにいけないことかということを啓発するというか、教育するということで、昨年度ぐらいから学校にも

入りまして、人権教育の一貫として、DV予防の授業を持たせていただいく取組も始めているところです。

最後に、加害者対策については、なかなか具体的に踏み込めてないのが実情でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかの方も御遠慮なく。具体的な問題、あるいは一般的な問題、いずれでも結構です。どうぞ。

○木下委員

女性のDVのところなんですけども、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともにとあるんですけども、これは全般のところの保障というところ、1－2ページのところに書いてある「住民票の写し等の不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図る」というところ、これを指していると理解してよろしいのでしょうか。また違うことを指しておられるのでしょうか。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

これは住民票の不正取得とかを指しているのではございませんでして、まだ夫婦でおられるような方で、配偶者、主に女性の方ですけども、その方が避難をされているような場合、避難先がわからないようにする。どこに住民票を置いてるかというのをわからないようにするために、本人以外からは、例えば夫がその住民票がどこに行ったかというのがわからないようにするために、閲覧制限を掛けるということです。

○木下委員

ということは、不正取得には当たらないけれども、これを防止する。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

そうですね、はい。

○木下委員

ありがとうございます。

○東課長

今のことに関連しまして、全般に書いてます不正取得防止のための事前登録型本人通知制度につきましては、第三者が、例えば委任状を使ってとか、あるいは弁護士さんとかが職務で請求された場合に、あなたの住民票、あるいは戸籍が第三者の方に交付されましたということを後から通知するというものでございます。

○木下委員

この同じ女性のところで、真のワーク・ライフ・バランスというのは何を目指してるの

かというのがちょっとなかなかイメージしにくい、具体的にどういうことかというのがわかりにくいと思うんですけども。

これは、仕事を持っている女性が子育てを十分にできるという、そういう環境、仕事をするにも、子育てをするにも、必要にして十分な環境を得られるということがいちばん大事なのかなと思ったりするんですけども、そのへんはどのように考えたらよろしいんでしょうか。

○安藤座長

できるだけ具体的と、特定の例がありましたら、お願いします。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

ありがとうございます。真のワーク・ライフ・バランスといいますのは、京都市で提案している表現ですけれども、普通の、一般的なワーク・ライフ・バランスと申しますと、今おっしゃられたように、仕事と、働いていることとそれ以外の余暇の時間との時間的なバランスを指してることなんですけれども、京都市が提唱しています真のワーク・ライフ・バランスというのは、その働いている方だけを対象にしているんじゃないで、働いていないような方、あるいはもうすでにお仕事をリタイアされてるような方、学生さん、こういった方も含めて、仕事だけじゃなくて、地域活動とか、社会貢献とか、自分のプライベートのことだけではなくて、地域貢献とか、社会貢献とか、そういうことも含めて、バランスよく調和をしてやりましょうということを提唱しているものです。

おっしゃられるように、真のワーク・ライフ・バランスとずっと唱え続けていても、言葉の浸透度がなかなか広まらないというのは正直なところでございます。我々としてもかなり言葉の認識を、認知度を上げるためにいろんな努力はしていますが、徐々にしか上がっていったいないという状況がございます。

おわかりいただけたらありがたいのは、働いている人だけを対象としたものではなくて、もっと全市民を対象として取り組んでいるものだということでございます。

○木下委員

ありがとうございます。1－6ページ、次のページの上から3行目なんですけども、「相談コーナーや情報揭示版等の機能」と、この「揭示版」というのは、ここではこういう字を使うんでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

ホームページの「揭示版」のことですが、この「版」の字は「板」の間違いでございます。申しわけございません。

○木下委員

それからもう1点よろしいでしょうか。老人のところなんですけども、高齢者。1－10ページの真ん中、3番目の丸印で、いろんなネットワークが紹介しているんですけども、こ

ここに保健医療福祉等介入ネットワークというのがあるんですが、これはどのようなネットワークなんでしょうか。

○谷利課長（長寿福祉課）

長寿福祉課の谷利です。高齢者の虐待への対応につきましては、三層のネットワークを構築しておりまして、早期発見・見守りネットワーク、それから福祉事務所、地域包括支援センターを中心とした保健医療福祉等の介護ネットワーク、それから専門機関ネットワークというふうになっています。

お尋ねいただいている保健医療福祉等の介入ネットワークですが、在宅での高齢者虐待じゃないかという通報につきましては、福祉事務所や地域包括支援センターに入りますので、その情報が入った段階で、速やかに現状の確認等を行いまして、それが虐待なのかどうかとか、そういった認定を行って、必要に応じて福祉事務所、あるいは地域包括支援センターが、虐待っていうことであれば、その対応をしていくために、御家族さんのところ、あるいは地域等に介入していくと、そういう仕組みでございます。

○木下委員

ありがとうございます。高齢者の問題はやっぱりなかなか社会的なコストもこれからだんだん大きくなるので大変だなと。私もその該当者の一人として、なかなか大変な世の中になってきたなと思っております。

○安藤座長

これから高齢者の絶対人口が増えるし、それとこれは政治的に票になるんですね。私は、内閣府のアイヌの関係の仕事もしましたがけれども、アイヌの場合は絶対人口が少ないので、政治家がなかなか動きにくい。たぶん高齢者は、人口全体の中で占める割合が上がる一方なので、それと割合まじめに投票に行きますので、政治家も動かしやすいのだけど、おっしゃったように、問題は中身ですね。

福祉医療と言っても、はっきり言うと、もうぼけてしまうとそういうこともはっきりわからない。それ以前の段階ですと、我々は年をとらない人間はいないので、なにかの形でこういう政策をとったらどうかということは言えますけども、具体化するというのは非常に難しい場合が多いので。

昨日も新幹線で、ガソリンをまいて自分に火を着けて、これも不満の一つはやっぱり年金が少ない、自分の思うような消費生活をエンジョイできないというか。ですからこの手の問題は、不満の種はもうそこらじゅうにあるので、それをその不満を発散する側でも、受け止める側でもどういうふうにやっていくか。これから人権問題の一つの大きな課題になっていくと思います。

ですから予防と並んで、実際発生した場合には対応ですね。もうあの新幹線の場合は気の毒に、近くにいた女性が、それもお伊勢さんに詣りに行くという、非常に心がけのいい方が巻き添えになって、生命を失う。テロと一緒に、完全な予防は難しいですけども、

問題としてやはり考えていく必要のあることだろうと思います。

○木下委員

高齢者教育が必要になってきますね。

○安藤座長

これは自分の不満を他人に迷惑を掛けない形で処理する。高齢者になってからじゃなくて、若いころからそういう訓練が大事だろうと思いますけれども、これもやっぱり行政で可能な範囲で対策を、および予防に取り組んでいただきたいテーマの一つだろうと思います。ありがとうございます。どうぞ、どなたでも御遠慮なく。

○岩淵委員

今、高齢者の問題が出ていますが、ネットワークでいろいろ取組をするということの重要性というのは、それぞれいろんな地域で、こういったネットワークがこうでないといけないという形じゃなしに、自然発生的にというか、もちろん行政で働きかけがなされる中でいろんな形ができてきているように思うんです。

それがいろんな地域のところへこういう取組がある、こんな取組があるということが周知されていくことが大事かなと思います。あるところで見えた光景ですと、消防署の方が地域包括支援センターの方と社会福祉協議会の方とあと何人かで一緒になって、年寄りのおうちを訪問しているというのがある。

消防署の方は消防署の仕事で、地域包括支援センターの方はそれは職務でやっておられるんですけど、それ以外に付いて歩いておられる方、お年寄りの方がおいでになったり、社会福祉協議会の方がおいでになったりして。

なんで消防署と一緒に行くんですかってお尋ねをしたら、消防署の方は防火安全のためにお年寄りの家を訪問して、「火の用心、大丈夫ですか」とか、「ゴミを外に出して、そのまま放置されていませんか」とか、というようなことの働きかけに行っておられるんですけど、そこに社会福祉協議会の方は「今なにか御心配ありませんか」とか、というようなことを一緒に話をされているんです。

地域包括支援センターの方とか、ケアマネジャーの方も一緒になって、訪問をされているということは、バラバラな取組じゃなしに、それぞれがネットワークで連携してやったらこんなこともできるんだということも行われているようです。

最近見た光景ですと、薬局の前で、名簿のようなものを持っている方が立っておられるんです。向こうを見たら金融機関の前でもそのような方がおいでになって、なにをされているのかなというふうに見てますと、子どもたちも歩いていますし、地域のお年寄りも歩いている。なにをされているんですかって聞きましたら、認知症の方がおいでになる。訓練なんです。その認知症の方を見つけましょうという取組をされていて、子どもたちも一緒になって、お母さんもおられましたし、地域のかなりのお年寄りもおられました。

そういった取組をする中で、見てる人も、ああこういう取組をされているんだ、地域の

中でみんなが一緒になって、こういうことをやっていくことも大事なんだっていうことが見て学べるし、参加されている方は参加して学べるというようなことで、非常に有意義な取組ではないかなと思って、見させていただきました。

どこが主催していますかとお聞きすると、社会福祉協議会と地域包括支援センターの取組で、毎月1回、関係した皆さんが、誰が行かないといけないということではないんですけれども、来られた方がみんなで集まって、地域の高齢者の方ですとか、困っておられる方、障害者の方の問題で、何か情報交換ありませんでしょうかというようなことをされているということは、元の出発は確かに行政であったと思うんですけれども、いろいろ巻き込んでネットワークを広げることによって、あまり税金を使わずに、市民のため、それぞれ自分たちのために取組が広がっている一つの事例かなと思います。

こういったことがいろんなところで形を変えて、その地域にあったことが進んでいくことが非常にいいのかなと思いますし、ここに書かれていることが、このことなんだと私も気付きましたので、より一層の充実が期待される場所じゃないかなと思いました。

それと高齢者の見守り。独居老人を見守っておられる方が地域にたくさんおられます。毎月何回か訪問されて、「元気にされていますか」と。これもおもしろいことに、70何歳の方のところへ80何歳のお元気な方が行って、「お元気ですか」っておっしゃっているんですよ。

そうするとその83歳の方が私に「あんた、代わってください」って、頼まれる。なんですかって言ったら、「私、83歳で行ってる相手が75歳なんですよ。75歳の方に対して失礼や」って、83の方が大丈夫ですかって。

それはいいんじゃないですか。お互いがお互いできることをできるようにすればいいわけで、年齢がいつてるから、なんか上から目線で大丈夫ですかって言っているんじゃないしに、みんなでお互いにそういうふうな声掛けしましょうよねっていうことはいいんじゃないですか。私も一緒に行かせていただきますけどもっていうようなお話をしとったんですけれども。やっぱり誰が何をしないと、形はこうでないといけないということではなくて、いろいろ形が工夫されてやっていくことが、これからは大事なかなということを私も気付いて、学ばせていただきました。

とりとめのないお話をさせていただきました。以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。やっぱり地域支援センターというか、柔軟にケース・バイ・ケースで対応していただく必要が、今のお話、あるいは具体例を通して明らかになってると思います。なにか関連部署で、もし参考になる、あるいはお話をいかせるようなことがありましたらお願いします。

○谷利課長（長寿福祉課）

長寿福祉課でございます。何点か御意見をちょうだいいたしました。それこそ銀行の前

に人が立って、子どもさんなんかも歩いてらっしゃるというお話。これは認知症の徘徊高齢者の発見模擬訓練，そういったものだろうと思います。

これは，地域で徘徊して，そしてちょっと行方がわからなくなる，そういったことをできるだけ防止していくために，地域の方にあらかじめ登録していただいて，どなたかがもし徘徊でいらっしゃらなくなったという時には，できるだけ身近なところで，御負担にならない程度で発見活動に御協力をいただく。もしその方じゃないかっていう方に遭遇されたら，少し声を掛けていただいて，それで地域包括支援センターなり，警察なりに届けていただく。そういうことの模擬訓練ということで実施しているものでございます。

こういった地域ネットワークといたしますのは，今，現にあるところと，ないところとございます。学区単位で設けているところもあれば，区単位で設けているところもあります。こういった取組は，全市的にやっぱりやっていく必要があるんだろうと思っております，今やってらっしゃる地域ネットワーク，地域包括支援センターとかが中心になってやる事例とかを基に，今年度予算を頂戴いたしまして，徘徊対応ガイドブックというものを作っていきたいと思っています。

それを地域包括支援センターや関係機関の方にお配りをして，地域で発見活動に御協力をいただけるようなネットワークを無理のない範囲で作っていただきたいというふうに思っているわけでございます。今年度からこうした取組をやっていこうというふうに思っています。

それとひとり暮らしの方の訪問活動についてでございます。おっしゃってましたのは地域包括支援センターや消防署の職員，それから先ほどの職員さんと一緒に訪問しますよというふうなお話を御紹介いただきました。

私どもの地域包括支援センターでは，市内のひとり暮らしの高齢者の全戸訪問という活動をやっております。だいたい対象世帯も市内で7万世帯でございます。消防局は一方で消防の点検ということで，必ずひとり暮らし高齢者等々を訪問されますので，できるだけ地域包括支援センターも，その消防士さんの訪問活動に同行して安否確認とか，今どうなのかというふうな生活支援ニーズの把握等に努めるようにしております。

地域によっては，あるいは個別の人によっては，なかなか地域との接触がないので，例えば地域の自治連さんとか，社協さんでも，いらっしゃることは知ってるんだけど実態がわからないという方もいらっしゃいます。そういう場合には，情報を交換しながら，そういった専門機関が訪問するときに同行されているというふうな事例もあるんだろうと思います。これは地域的にやってらっしゃるところと，個別の方がそうだからということでやっているとところもあるんじゃないかと思っております。

○安藤座長

ありがとうございました。私は今，滋賀県に住んでますけども，時々テレビ等で年寄りは何百万円もだまし取られたというケースがあるので，まあよくお金を持っておられるなとは思いますが，これはだますほうもだんだんプロ化して，非常に上手にだます。家族

が言っても、年寄りにはわかってる、わかってるということであんまり効果がないと思うんですが、むしろ金融機関のほうで、ほんとうにしっかり確認されるようにと。これは京都府の場合、どういう形でやっておられるのか。もし具体例があれば御説明いただけたらと思いますけど。

○板倉共生社会推進担当部長

消費生活センターで、今おっしゃられたような特殊詐欺とかの対策というののもやってるんですけども、なかなかお一人お一人の毎日の行動にまで目を配るというのは難しいので、見守り隊というボランティアを組織しまして、これは訪問販売とかを対象にしているんですけども、お年寄りの御家庭でそういう怪しい動きがあったら、まず声を掛けていただくと、そういう取組をしております。

○安藤座長

ありがとうございます。どうぞ。

○直野委員

高齢者の話にまた戻るんですけど、高齢者福祉を、今年の4月から「施設から在宅へ」という、大きく方針が変わっていていると思うんです。

要支援については、それぞれの地方自治体で持ちなさい。しかも在宅、あるいは地域で高齢者を見ていきましょう。地域でというのは具体的には何を指すのかということ、ボランティアであるとか、社協であるとか、NPOであるとかっていうことになっていくんですけど、それをどう育てていくか。今いろいろな例でお話が出ているんですけど、できていないところもたくさんあると思うんです。どう育てていくのか、非常に難しい問題があると思うんです。

今後3年以内に地域支援センターを構築していかなければならないと言われているんですが、具体的にはどうやっていかれるのかなと思うんですが、そのあたりをお聞かせ願えないでしょうか。

○谷利課長（長寿福祉課）

地域包括ケアのシステムの構築についてだと思います。「施設から在宅へ」の流れといいですか、私どもが申しておりますのが高齢者の方にアンケートを取りますと、だいたい自宅の近くでずっと住み続けていきたいというような方がだいたい7割ぐらいいらっしゃいます。できれば、そのままおうちで終末期を迎えたいという方も多くございます。

ところが終末期を実際にどこで迎えられているかというと、だいたい8割ぐらいが病院で迎えられているわけですので、そういった意味では、願いにかなっていない状況になっていると、その願いにこたえていくためにはできるだけ地域で、御自宅でお住まいいただけるようにしていく必要があるだろうと。そのための支援の仕組みを整えていこうというのが地域包括ケアシステムの考え方でございます。端的に言えば「施設から在宅へ」と、

そういった流れになってくるかと思います。

二つ目にいただいております要支援のお話です。今、要介護の方、それから要支援認定を受けていらっしゃる方については、介護保険の給付サービスがございます。一方で、それとは別に介護保険制度の枠内ですけれども、地域支援事業というのがございます。財源は同じ介護保険でございます。

そのうちの要支援認定で受けられる給付サービスのうち、様々なサービスがあるんですけれども、訪問介護と通所介護。いわゆるヘルプサービスとデイサービスについては地域支援事業に移していこうと。つまり全国一律の給付サービス、基準が非常に細かく決まっております。例えば、臨時的な大型のゴミ出しとかはできませんよとか、そういったことが全国一律のルールで決まっておった訳なんですけれども、それを地域支援事業に移して、市町村の裁量で、もう少し多様なサービスを組み合わせていくことができるように制度が変わっていくことになります。

これは平成29年4月までに、すべての自治体で実施する必要がございます、京都市では平成29年4月から予定してるところでございます。

この要支援認定の方の訪問介護サービスで、例えばこういったサービスが利用されているかと申しますと、身体介護とそれから生活援助という考え方があるんですけれども、いわゆる身体介護につきましては、もうほとんどないんです。

私どもでも実際に全件調査をしてみたんですけれども、身体介護の要支援の給付サービスを行っている事例というのは5パーセントぐらい。ほとんどが生活援助ということでございまして、だいたい掃除が95パーセント、それから買い物の代行が70パーセントぐらいです。

地域包括支援センターの方が要支援の方に付いてプランニングを行いますので、専門職でないといけないサービスもあるでしょうし、専門職でなくてもできるサービスもあるかと、だいたいどれぐらい変わることができるだろうかっていうのをお答えをいただいたところ、半分ぐらい。買い物とか、掃除については代われるんじゃないだろうかと回答をいただいています。

ですので、専門職でなくてもできるサービスについては、住民主体のサービス、ボランティアサービス、そういったものでも組み合わせてできるようにしていかなければならないのだと思っております。

ですので、そういったサービスの供給主体、こういったものを今、把握しているところでございます。それを基に、もし不足することがあるのであれば、平成29年4月までに、もしくはそれ以降も創出できるように取組を進めていきたいと思っています。

なお、誤解のないようお願いしたいんですけれども、今、現に給付のサービスを受けていらっしゃる方で、新しい総合事業と申しますけれども、平成29年4月に地域支援事業に移行いたしましても、その方の状態が現行並みのサービスが必要とプラン上認定されましたら、今と同じサービスを受けていただけますので、全てがボランティアサービスに移

行するということではございませんので、よろしくお願いします。

○安藤座長

ありがとうございます。御質問、コメントはほかにもあると思いますが、次のある意味で大きな議題がありますので、もし個別の御意見、御質問ありましたら、関係課へ直接聞いていただくということで。

それでは、次の報告ですが、障害者差別解消法の実施にかかわる問題に移らせていただきたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

○徳永課長（障害保健福祉推進室）

障害保健福祉推進室の徳永でございます。私から、障害者差別解消法に関する取組について御報告をさせていただきます。資料２と３になります。そちらに沿ってお話をさせていただきますと思います。

差別解消法の概要と、それに基づいて政府で作られております基本方針、その概要を説明いたしまして、本市での取組についての御説明をさせていただきます。

まず資料２を御覧いただきたいと思います。障害者差別解消法でございますが、この法律ができました経緯といたしましては、障害者権利条約が、平成１８年に国連で提唱されまして、日本では平成２６年１月に批准がされたわけでございますが、批准に向けて国内法の整備が順次されていったということございまして、その一環として、障害者基本法の改正ですとか、この障害者差別解消法が制定されたところでございます。

資料のいちばん上でございますように、障害者基本法、そのの基本原則として障害者差別の禁止について規定がされているところでございます。その内容を具体化するための法律として、差別解消法が制定されております。

内容といたしまして、真ん中の所ですが、一つ目は差別を解消するための措置ということで、左側ですけども、一つは差別的取扱いの禁止。これについては、国・地方公共団体と、それから民間の事業者も含めて、法的に義務づけがされているところです。

それから右側になりますが、合理的配慮の不提供の禁止。こちらについては、国・地方公共団体等につきましては義務づけがされておりますけども、民間事業者に対しては努力義務にとどまっているということでございます。

それらに関しての具体的な対応といたしまして、このあと説明させていただきます基本方針というのを政府で今年２月に閣議決定されています。国や地方公共団体では当該機関における取組に関する要領策定ということで、職員対応要領と呼ばれておりますけども、これを策定する。これについては、国の機関・省庁は義務づけがされておりますけども、地方公共団体については、策定については努力義務という規定になっております。また、事業者に対しましては、事業分野別に主務大臣が指針、いわゆるガイドラインを策定し、それに沿って民間事業者は努力をしていくということになっております。

また実行性の確保といたしまして、主務大臣から民間事業者に対して、報告徴収ですとか助言・指導、また勧告をすることができるということで実行性の担保がされております。

それから、下の所の差別を解消するための支援措置といたしまして、相談・紛争解決の体制整備ですとか、地域における連携として障害者差別解消支援地域協議会といったものを設置することができるという規定になっております。

この法律は、平成28年、来年の4月に施行を予定しているというものでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。こちらは基本方針の概要をまとめております。

まず第1といたしまして、基本的な方向ですが、法制定の背景は先ほど申しましたので割愛させていただきますけども、基本的な考え方といたしましては、障害者の活動を制限し、また社会参加を制約しているような社会的障壁を取り除くことが重要であるという観点に立ちまして、行政機関ですとか事業者、障害者差別解消に向けた具体的な取組を求めているというものでございます。

そういった取組を通じて、すべての人が障害に関する正しい知識や理解を深めていこうというのが基本的な考えとなっております。

(3)に条例との関係というのがございます。法の施行後も、既存の条例は引き続き効力を有し、新たに制定することも制限されないということで、京都府におきましても、この法律の施行の1年前、今年4月に、「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」という、差別解消法と趣旨を同じくした条例が施行されております。

それでは2ページを御覧いただきたいと思います。第2の共通的な事項といたしまして規定されているものですが、一つは法の対象範囲でございます。障害者の定義のところですが、これにつきましては障害者手帳の所持の有無とは関係なく、心身の機能の障害がある者で、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある者となっております。

また事業者の定義ですけども、商業その他の事業を行う者ということで、これは目的の営利・非営利ですとか、個人・法人の別を問わないということになっておりまして、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者も対象となるということで、対象分野についても、日常生活および社会生活全般に係る広い分野ということで、ほとんどの行為が対象となっているとお考えいただいたらいいかと思います。

その下の不当な差別的取扱いのところでございます。基本的な考え方といたしまして、不当な差別的取扱いというのはどういうものかという、正当な理由なく、障害を理由として障害者の権利利益の侵害をするものということになっておりまして、そういった行為を禁止しているということでございます。

例としましては、障害のある人の入店を断ったりとか、障害を理由に会員への入会を断るといったようなことが該当しますし、また、一般の方には求めてないけども、障害者の方だけ保証人を求めるといった、そういった条件を付けるということも、この不当な差別

的取扱いに当たります。

また、その下の丸印にありますけれども、障害者を優遇する取扱いですとか、合理的配慮の提供によって一般の方と少し異なる取扱いをするといったことについては、不当な差別的取扱いには該当しないということになっております。

また、正当な理由なくとなっているんですけれども、正当な理由とはどういうものかという判断の視点が示されております。一つは、客観的に正当性があり、やむを得ないと言える場合ということで、つまるところ個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断をするということになります。

3 ページを御覧いただきたいと思います。もう一つの合理的配慮に関してでございます。こちらの基本的な考え方でございますが、行政機関等および事業者が個々の場面において、障害者から社会的障壁除去の意思表示があった場合に行う必要かつ合理的な取組で、負担が過重でないものということになっております。例としては、下の点線囲みの所に上げているようなこととなりますが、過度の負担がかかる場合についてはその限りではないということになっております。

その過重な負担とはどういうものかというところが、その基本的な考え方がその次に示されておりますが、要素として、この点々囲みで上げておりますような五つのことを考慮して総合的・客観的に判断するということになっております。過度の負担ということですので、多くはその費用・負担の問題になるかと思っておりますけれども、そういった費用・負担の程度。それから、求められる行政や事業者の財政・財務状況によって、過度かどうかが変わるということになってきますので、例えば個人商店と大企業とでは、その負担できる許容範囲というのも変わってくるというところで、過重かどうかという判断も変わってくるということでございます。

次の4 ページを御覧いただきたいと思います。こちらは行政機関とか事業者の講ずべき基本的な事項ということでございまして、行政関係で言いますと、職員対応要領というのを作っていかなければいけないということです。(2) の所になりますが、対応要領に丸印の付いてる項目です。不当な差別的取扱いとか、合理的配慮の基本的な考え方とか、具体例、またその相談体制の整備とか、研修・啓発、こういった項目を対応要領に載せるということになっております。

5 ページには、その他重要事項ということで4 点。環境の整備とか、相談・紛争の防止のための体制の整備等の項目が、重要項目として記載されております。

基本方針で示されている概要としては以上のようなことでございます。それに対しての本市での対応、今後の取組でございますが、職員対応要領につきましては、国の機関では義務づけがされていますけれども、地方公共団体では努力義務となっております。

しかし、本市としては、地方公共団体が障害者差別の解消に率先して取り組むべき主体であるということは、国と何ら変わるころはないと思います。また、障害者の人権尊重ということを人権にかかわる本市の重要課題の一つに位置づけているということからも、

本市としては、職員対応要領を策定していくこととしております。

また、その策定に当たりましては、障害者団体等からヒアリングを行うなど障害当事者の方々の御意見も反映させていきたいと思っております。

また京都市の事務事業に関する不当な障害者差別とか、合理的配慮に関しての市民の方からの相談や苦情、そういったものに対する相談体制についても整備をしていきたいと思っております。

障害者差別解消の取組は、保健福祉局だけではなく、人権に関する課題としてオール京都市で取り組まなければいけないと考えておりまして、障害保健福祉推進室が統括的な役割を担いながら、全庁的に推進をしていきたいと思っております。さらに、市民の方や事業者に対する周知・啓発についても、周知用のリーフレットの作成やシンポジウムの開催などを今年度やっていく予定をしております。そういった形で準備をいたしまして来年4月の障害者差別解消法の施行を迎えたいと思っております。

以上のような取組を今後進めまして、障害者の差別解消を推進してまいりたいと考えております。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤座長

どうもありがとうございました。御質問・コメントがありましたら、どなたからでもご遠慮なく。

基本は、はっきりしているんだけど、言葉の上では決められますけど、合理的配慮とかいうのはケース・バイ・ケース、具体的な状況がないとどうっていうことは非常に言いにくいので。御質問も出にくいかもしれませんが、何かありましたらどうぞ御遠慮なく。はい、どうぞ。

○矢野委員

いろいろ差別の禁止ということに関して言いますと、先ほど、そのことを理由として差別を行うという、いわゆる直接的差別。その類型だけではなくて、例えば男女の平等のレベルにおいては、一定の基準を用いることがその性差別的な効果をもたらす場合に、その基準に合理的な理由がなければ差別をしたという責任を追及されるという、そういう間接的差別の立法化がすでにされているんです。このたび、また新たに合理的な配慮を提供しないことが差別になるという新しい差別の類型ができたということで、この問題は障害を負っている人の問題だけではなくて、先ほど冒頭のあいさつにあった、障害とはまたちょっと違うんですけども、例えばマタニティハラスメントといったようないろんな事情を抱えている人に対して、いろんな配慮を提供しないということが差別になっていくという、今後の平等とか、あるいは人権のあり方を考えるうえで、個々の人の状況に応じた対応をしていくということが求められていくようになる、一つのリーディングケースになってくるんだろうなあと考えています。

それで、お聞きしたいことは非常に具体的な話でありまして、今の京都市の取組につい

では、京都市と市民との関係についていろいろお話を伺ったんですが、職員の労働問題ということで言いますと、具体的な例を上げますと、我々も、例えば障害を持っている学生がいる場合に、試験時間を長くしたりとか、いろんな対応をやっていくことになるわけなんですけども、職員の採用試験の際に、障害を持っている方が受験されるときに、いろんな合理的な便宜の提供というものを求められることになってくるんじゃないかと思うんです。そういった京都市自身の職員の雇用労働問題のレベルにおいて、何か取組が考えられているのかどうかということ、それが一点です。

もう一点は、京都市が市民と直接対応する場合には、先ほど言われたような指針で対応していくという話であります。昨今、いろんな自治体は行政事務を外部委託していることが多いと思うんですね。そうすると、委託している業者と市民との関係において、今言っているような障害者との関係で問題が起こりうる可能性もあると思うんですけれども、京都市が直接的ではない、いわば間接的にかかわるような問題については、どのように取組を考えてらっしゃるのか、いらっしゃらないのかということ、その二点についてお伺いできればというふうに思っています。

○安藤座長

ありがとうございます。具体的な問題ですので、職員採用試験の場合。それから、行政事務を外部委託した場合に、その委託者との関係でどういうふうな配慮をしているかと。よろしくお願いします。

○徳永課長（障害保健福祉推進室）

今、御質問をいただきました労働問題についてでございます。資料3の2ページの所、1の法の対象範囲というところの（3）の対象分野の二つ目の丸印でございますが、先ほどは差別解消法についての御説明をさせていただきましたが、雇用分野については、障害者雇用促進法でこういった差別の禁止とか、合理的配慮の提供といったものを定めております。こちらが改正されて、平成28年4月に施行されるということになっております。

こちらの事業主については、民間も行政もすべてについて、合理的配慮についても民間も努力義務ではなくて、合理的配慮の提供を義務づけられています。京都市におきましても、職員を採用して雇用していますので、なんらかの取組をしていくということになろうかと思います。そこについては、ちょっと障害保健福祉推進室では決めにくいところがありますので、人事担当の部署と、法の趣旨等についても協議をしまして、雇用分野についても適正な対応をしていくという方向で、今、検討しているところでございます。

それから二点目の外部委託した場合ということでございます。今の市役所の業務は、外部委託とか、施設の管理でしたら指定管理者に管理をさせるという業務も非常にたくさんございます。そういった場合に、市の職員が直接しないから、委託をしたから取扱いの質が落ちてしまうということがあってはいけませんので、外部委託とか指定管理のときには、

京都市で定める職員対応要領に準じて同じような取扱いをその委託先の職員にしてもらうということを委託契約の中でうたっていくことで、保障していきたいと思っております。以上でございます。

○矢野委員

後者の点については、公契約の中身について、そういう障害者に対して合理的配慮を提供するということを委託の際の契約条項に盛り込むということで了解しました。

前者の点については、こういう法律ができてるということは存じ上げているんですが、検討を進める際のポイントになるのは、障害者雇用促進法というのは障害者に対して労働権を保障していくという、憲法では27条の1項の問題になってくるわけでありましてね。今回の合理的配慮の提供という問題は、むしろ憲法では14条、平等の問題なんですね。つまり障害者に対して雇用の場を提供すればいいという話ではなくて、おそらく今後は、採用しないことは差別になるという、法的な問題の違いとか、人権の保障されるレベルの違いっていうのがあるので、そこについて少し留意して、おそらく、すでに考えられていると思いますけども、検討していただければと思っています。

○安藤座長

ありがとうございます。つまり、合理的配慮をしないことが問題になるわけでありまして。これは、従来の発想とちょっと違うので、その点を十分配慮していただきたいという御指摘だと思います。どうぞ、ほかの委員の方も。はい。

○直野委員

障害者の規定のところなんですけど、障害者手帳所持の有無は関係ないということですよ。どこかで認定をしなきゃならないと思うんですが、それはどうなのでしょう。

○徳永課長（障害保健福祉推進室）

求められたときに合理的配慮をするということが法の趣旨ですので、特段、この法律での障害者というのをどこかで認定するっていうことは想定されていません。言葉では先ほど言ったような制限を受ける状態にある方ということでございますので、社会通念に照らしてどうかというところを個々に判断していくということになると思います。

○直野委員

具体的なトラブルとか、個別的ケースで紛争が生じたときに、ちょっと問題になりそうな感じがします。つまり、障害というのは非常に幅広いと思われるんですよね。従来の障害の範囲じゃなくて、非常に概念的に幅広くなってきているので、そういう中で、どこまでを障害と捉えるのかというのは、どこかで問題が起きるんじゃないかなという気がするんですが。

それともう一つ、主務官庁は厚労省ですか。主務大臣は。

○徳永課長（障害保健福祉推進室）

基本方針とかを作っているのは内閣府になります。ガイドラインは厚労省とか、それぞれの省庁が自分の所管の分野のガイドラインを作っていくと。

○安藤座長

具体的に問題が起こって、俺は障害者だと。いや、あんた障害者と認められませんという。これもやっぱり個々の例で処理しないとしようがないですね。

特に問題、感じられることがありましたら、どなたからでも御遠慮なく。

○岡田委員

これは障害の話ではなくて、人権を非常に総合的な視野から検討することができてよかったと思っています。

それで、ちょっと総合的視野ということで、御存じのように世界の先進国は、ニューヨークなどの巨大都市を除いて、地方自治体の議員はボランティアに近い形というか、そういう待遇も受けている。特にスイスでは、それぞれ個人の本職を持って、議会は夜に開催するということになっています。

そこで、議員の政務活動費についてちょっとだけ、京都市はどうなってるのかなということでお尋ねしたいと。もしもそうでないならば、担当者は全然いない、関係あらへんということになりましたら、『市民しんぶん』とか、ホームページ等で明記していただきたいと思うんですが。例えば兵庫県で県議会では視察旅行ですね、視察報告書を提出させるというふうに改善したり、切手の大量購入は禁止というふうに変わりました。それで大阪府議会は、議員の領収書のホームページ公開というふうに、7月1日からなりました。京都市の場合はどうなるかと。もしも、この場で御存じの方がいたら教えていただきたいし、そうでないならば、市民向けに『市民しんぶん』なりホームページ等で明記していただきたいなと思っております。以上です。

○安藤座長

議会のことなので、きょうは行政機関が相手というか、直接対象ですので限界があると思いますけど。

○岡田委員

今、回答されることは無理だと思うんで、しなくていいんですけども、でも多くの市民はやっぱり知りたいと思っているんですよね。京都市会議員をどうなったのかなというふうに。どうもいろんな各チャンネルのニュースを見ても、京都市会議員はどういうふうに、市の職員さんが点検していただいているのかどうか、そのあたりは知りたいんですよね。ですから、市会議員に対してどういうふうなチェック項目があるのかということを『市民しんぶん』なり、ホームページで教えていただきたい。以上です。

○安藤座長

御指摘の点は本来、公務員、これは議員も含めて、国民全体に対する奉仕者であるという憲法の基本的な考え方があるので、彼らが、しかも国民の税金を使って活動をするわけだから、それを民間というか、ボランティアのような気持ちを持って、あるいはそれを忘れずに使うべきだと。そのことは、広い意味の公務員行政も含めて、もし可能であれば、この件について、こういう形で、市民が意識を持てるような活動をしていて、今さらに考えていますということがあればお願いしたいと思います。

○東課長（人権文化推進課）

ちょっと具体的な中身になりますので、正確なところにつきましては、市会事務局に確認してということになるんですけども、議会でも、各地方自治体の議会で問題になっているというようなこともありましたし、それも踏まえてかと思うんですけども、議会の基本条例というのも作られまして、御指摘のように、できるだけ公開して、オープンにやっていくという趣旨で、例えば昨年度、市民向けに議会の報告会を初めて開催するというようなこともされてますし、また以前から『市民しんぶん』の折り込みで「市会だより」というのを年4回出して、広報をしていくという取組もしているという状況でございますので、基本的にはおっしゃってられるように、オープンにしていくという方向で取組が進められると認識しております。

○安藤座長

ありがとうございます。議会の事務局にしっかり今の懸念を伝えていただきたいと思います。

当然のことなんだけど、なんか議員になると特権を得たように、その歳費でも、兵庫県で問題になりましたけど、自分が勝手に使う。そうじゃなしに、これは京都市の場合は、市民の負託を受けて、自分が仕事をしているという、それを絶えず忘れないように。我々、市民もそうですけれども、行政としても可能な範囲で、不当な干渉と言われない範囲で、市民にも、あるいは議会にも今の御趣旨を伝えていただけるとありがたいと思います。

また最初の議題と一緒に、後ほどお気づきの点がありましたら、これは将来に向けた非常に大きな問題なので、適宜、事務局へ御連絡いただけたらと思います。

それじゃ、私の役割は一応これで終わりますので、事務局へお返しします。

○板倉共生社会推進担当部長

安藤先生、議事進行ありがとうございました。委員の皆様からもたくさんの御意見を頂戴いたしました。本日、頂戴いたしました貴重な御意見につきましては、今後の本市の人権行政の中でいかしていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

本懇話会の委員の任期は2年となっております、本日おいでいただきました委員の皆様様の任期につきましては、本年末、12月末でいったん終了となります。したがって、今後、緊急の懇話会が開催されない限り、本日の会議が任期中最後の懇話会ということに

なります。

この間、安藤座長をはじめ委員の皆様には大変多くの御意見等を賜りましたことを改めて感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましては、これで終了させていただきます。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

○安藤座長

私からも、改めて委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。もう集まらないほうがいいんですが、万一そういう機会がありましたらよろしく御協力お願いいたします。どうもありがとうございました。